

1 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する取組

(1) 地域自殺実態プロファイルの作成

自殺総合対策大綱においては、地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するために、国は、自殺総合対策推進センターにおいて、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析した地域自殺実態プロファイルを作成することとされた。地域自殺実態プロファイルは、都道府県及び市町村がこれを参考に自らの地域の自殺実態を把握することにより、地域特性を考慮した地域自殺対策計画を策定することができるようにするものであり、平成29年12月に全ての都道府県及び市町村に提供した。

地域自殺実態プロファイルでは、分析に基づいて地域自殺対策計画において推奨される施策領域の重点パッケージが示された。また、当該地方公共団体における自殺者数の上位の群が示され、その背景にある自殺の危機経路が例示されている。これにより、自らの地方公共団体における自殺者が多い集団を対象に重点的な施策を推進することについて検討することができる。

地域自殺実態プロファイルの作成に当たっては既存の統計が活用された。自殺に関する統計のほか、人口動態統計、国勢調査といった保健政策に関わる基礎的な資料のほか、地域の産業や生活に関する資料（産業センサスや国民生活基礎調査等）に基づき、地方公共団体ごとの自殺者数や自殺率、関連する地域特性を示し、いわば総合的な自殺対策についての地方公共団体ごとの人間ドックの報告書のようなレポートとなっている。

(2) 地域自殺対策の政策パッケージの作成

地域自殺対策政策パッケージは、都道府県及び市町村の地域自殺対策計画を策定するための支援ツールとして自殺総合対策推進センターが開発したもので、自殺対策の先進的事例を集成した政策集であり、平成29年12月に全ての都道府県及び市町村に提供した。地域

自殺対策政策パッケージを活用することで、地方公共団体の地域自殺対策担当者による自殺対策計画の具体的な施策立案を容易にすることを目的としている。自殺総合対策推進センターは地域自殺対策政策パッケージとともに地域自殺実態プロファイルも提供しており、両者を併用することで地域自殺対策計画を効果的に策定できるように配慮している。

地域自殺対策政策パッケージは「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成されている。基本パッケージは、ナショナル・ミニマムとして全国的に実施されることが望ましい施策群である。重点パッケージは、29年7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策について、詳しく提示したものである。基本パッケージの基本施策として、①地域におけるネットワークの強化、②自殺対策を支える人材の育成、③住民への啓発と周知、④生きることの促進要因への支援、⑤児童生徒のSOSの出し方に関する教育の5つを挙げている。重点パッケージとしては、①子ども・若者、②勤務・経営、③生活困窮者、④無職者・失業者、⑤高齢者、⑥ハイリスク地、⑦震災等被災地、⑧自殺手段、の8つを挙げている。基本パッケージと重点パッケージを組み合わせることで、地域特性を考慮した効果的な地域自殺対策計画を策定することができる。

(3) 地域自殺対策計画の策定等の支援

平成29年度においては、地域自殺対策計画の策定を支援するために、前述の地域自殺実態プロファイル、地域自殺対策政策パッケージのほか、地域自殺対策計画策定の手引（都道府県版、市町村版）を公表した。これらの文書は、都道府県及び市町村が地域自殺対策計画を策定するに当たり、自殺の実態調査を必ずしも自ら行わなくても計画策定に資する地域の自殺統計データが得られ（地域自殺実

態プロフィール)、自らの地域の自殺実態に適用可能な自殺対策の施策群はどのようなものなのかを参照することができ(地域自殺対策政策パッケージ)、具体的な計画策定のための標準的な手順と留意点等を確認することができる(地域自殺対策計画策定の手引)。

また、29年度には自殺対策計画策定のためのモデル事業が公募により選定された14自治体で実施され、30年度から本格化する全国の市町村の地域自殺対策計画策定の先例となるモデル事例を集積した。モデル市町村で実施された計画策定の好事例を参考にして、計画策定に当たっての課題や解決方策を知ること、円滑な計画策定に資することができるように事業が進められた。

自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センター等連絡会議を開催し、地域自殺実態プロフィールと地域自殺対策政策パッケージの内容と活用方法について、都道府県及び政令指定都市の自殺対策担当者に説明を行う等の情報提供を行った。また、地域自殺対策推進センター等連絡会議のブロック会議(九州、中国、近畿)を開催し、地域自殺対策計画策定に当たっての担当者への情報提供と個別的な相談支援を行った。

(4) 地域自殺対策計画策定ガイドラインの策定

厚生労働省は、地域自殺対策計画の円滑な策定に資するよう、都道府県版及び市町村版の「地域自殺対策計画策定の手引～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」を作成し、平成29年11月、都道府県及び政令指定都市あて通知した。この手引には、地域自殺対策計画策定の背景と意義、策定の流れ、計画に盛り込む内容、計画の推進、進捗状況の確認等について記されており、都道府県や市町村における自殺対策の推進体制の整備から、計画策定後の対策事業の評価、検証までの自殺対策事業全般について、標準的な手順と留意点等を示すものとなっている。また、これに併せ、29年12月に

は、「事業の棚卸し事例集」を取りまとめ、都道府県及び政令指定都市あて送付した。

自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策計画策定の手引に基づいて、自殺対策計画策定のためのモデル事業実施自治体における計画策定の支援を行った。

(5) 地域自殺対策推進センターへの支援

自殺総合対策大綱では、「都道府県や政令指定都市に設置する地域自殺対策推進センターは、いわば管内のエリアマネージャーとして、自殺総合対策推進センターの支援を受けつつ、管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等への支援を行う」とされている。自殺総合対策推進センターは、地域連携推進室において地域自殺対策推進センター(平成30年4月現在62か所)への直接的支援を行うこととなっている。具体的には、都道府県及び政令指定都市の地域自殺対策推進センター長を招集した地域自殺対策推進センター等連絡会議において、地域自殺対策推進に関する国の政策動向を迅速に伝えて情報共有を図るとともに、自殺総合対策に関する研修の実施により地域自殺対策推進センター職員の資質の向上を図っている。平成29年度は都道府県における自殺対策計画の策定期間に当たったことから、計画策定に関する技術的助言を随時行うとともに、計画策定に関わる人材養成研修等に講師として出講し、計画策定が円滑に進むことを支援した。

(6) 自殺対策の専任職員の配置・専任部署の設置の促進

厚生労働省は、都道府県及び政令指定都市において、地域自殺対策推進センターの設置と同センターによる管内の市区町村の地域自殺対策計画の策定・進捗管理・検証等が行われるよう支援するほか、地方公共団体において自殺対策の専任職員が配置されるよう、働きかけている。自殺総合対策推進センターでは、地域自殺対策推進センターに対して会議等において必要性を説明し、専任職員の配

置・専任部署の設置を促した。

地域の自殺実態プロファイルのイメージ(1)

地域自殺実態プロファイル
【〇県△市】

推奨される重点パッケージ

重点パッケージ	子ども・若者 無職者・失業者 生活困窮者 勤務・経営 高齢者
---------	--------------------------------------------

「推奨される重点パッケージ」は下記の「地域の自殺の特徴」の上位の3区分の性・年代等の特性と「背景にある主な自殺の危機経路」を参考に選定している。「主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書2013に基づき、あくまでも、該当する性・年代等の特性に応じ、全国的に見て代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり、提示された経路が唯一のものではない。なお、ハイリスク地及び自殺手段については次頁の「地域の自殺の特性の評価」のランク欄に示された☆☆の地域について記載している。

自らの自治体で実施すべき具体的な施策については、推奨される重点パッケージをまず自安として確認いただき、その上で次頁の「地域の自殺の特性の評価」(人口10万あたりの自殺率等の全国の中での相対的な指標値をもとに評価している)等、地域自殺実態プロファイルの他の詳細データ等を勘案して検討いただきたい。

■地域の自殺の特徴

地域の主な自殺の特徴(特別集計(自殺日・居住地、H24~28合計)、国勢調査)

割合上位5位	自殺者数 5年計	割合	自殺率* (10万対)	背景にある主な自殺の特徴**
1位:男性 20~39歳無職独居	31	7.5%	91.5	①【30代その他無職】失業→生活苦→多重債務→うつ状態→自殺②【20代学生】学内の人間関係→休学→うつ状態→自殺
2位:男性 40~59歳有職同居	28	6.7%	20.8	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性 60代以上無職同居	27	6.5%	44.6	失業(退職)→生活苦+介護の悩み(疲れ)+身体疾患→自殺
4位:女性 20~39歳有職独居	26	6.4%	26.2	①非正規雇用→生活苦+借金→うつ状態→自殺②仕事の悩み→うつ状態+休職/復職の悩み→自殺
5位:女性 40~59歳無職同居	22	5.3%	29.5	近隣関係の悩み+家族間の不和→うつ病→自殺

順位は自殺者数の多さにもとづき、自殺者数が同数の場合は自殺率の高い順とした。

*自殺率の母数(人口)は平成27年国勢調査を元に自殺総合対策推進センターにて推計した。

**「背景にある主な自殺の危機経路」は自殺実態白書2013(ライフリンク)を参考にした。

地域の自殺実態プロファイルのイメージ(2)

地域の自殺の概要(グラフ)

■地域の自殺の特性の評価

指標	ランク	指標	ランク
総数 ¹⁾	25.9 ★	男性 ¹⁾	30.6 —
20歳未満 ¹⁾	2.2 ★	女性 ¹⁾	21.2 ★★★
20歳代 ¹⁾	34.3 ★★★a	若年者(20~39歳) ¹⁾	30.9 ★★
30歳代 ¹⁾	27.8 ★	高齢者(70歳以上) ¹⁾	22.5 —
40歳代 ¹⁾	28.2 ★	勤務・経営 ²⁾	19.5 ★
50歳代 ¹⁾	32.7 ★	無職者・失業者 ²⁾	56.4 ★
60歳代 ¹⁾	29.4 ★	ハイリスク地 ³⁾	112%/+51 —
70歳代 ¹⁾	22.8 —	自殺手段 ⁴⁾	51% ☆☆
80歳以上 ¹⁾	22.2 —		

1) 自殺統計にもとづく自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

2) 特別集計にもとづく20~59歳を対象とした自殺率(10万対)。自殺者数1人の増減でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

3) 自殺統計にもとづく発見地/居住地の比(%)および差(人)。自殺者(発見地)1人の減少でランクが変わる場合はランクにaをつけた。

4) 自殺統計もしくは特別集計にもとづく首つり以外の自殺の割合(%)。首つり以外の割合が多いと高い。

ランクの標準(詳細は付表の参考表2、3参照)

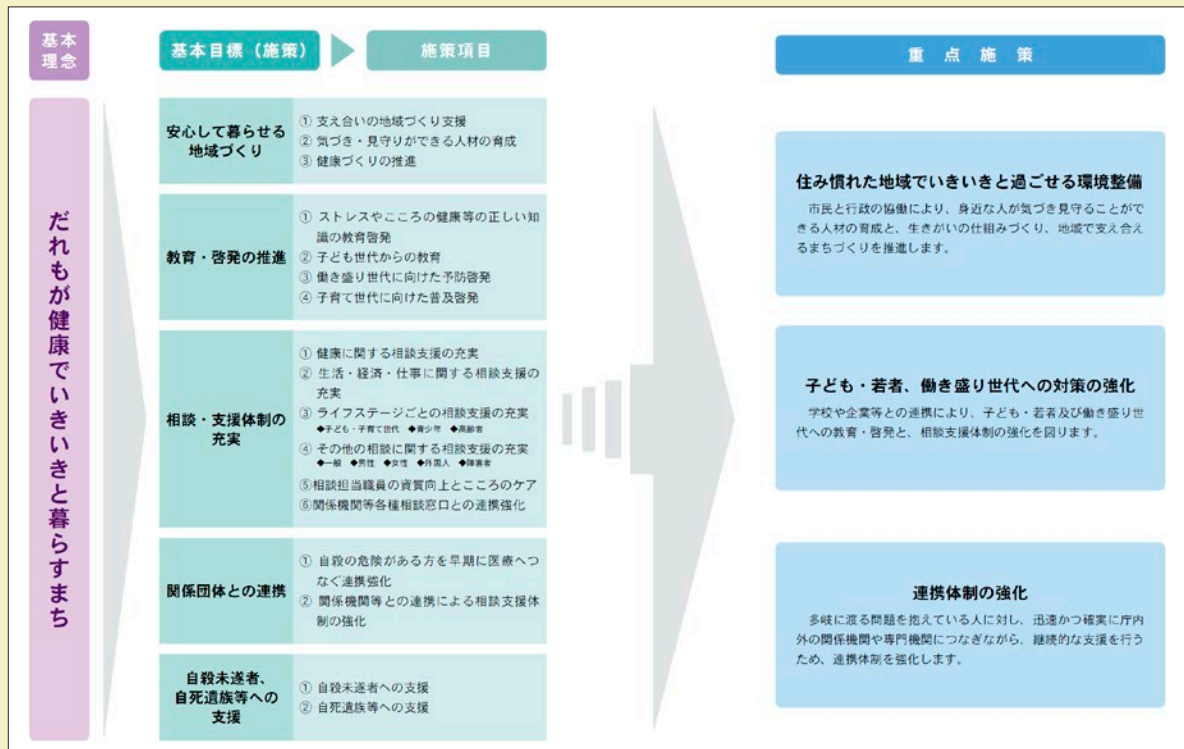
ランク	標準
★★★/☆☆	上位10%以内
★★/☆☆	上位10~20%
★	上位20~40%
—	その他

松本市自殺予防対策推進計画

松本市では、平成21年度に「松本市自殺予防対策推進協議会」（以下「協議会」という。）「松本市自殺予防対策庁内連絡会議」（以下「庁内連絡会議」という。）を設置し、庁内はもとより各関係団体、機関と連携し、包括的に自殺予防に取り組む体制整備を進めました。「協議会」は、医療、教育、法律、産業、地域関係の28団体の委員により構成され、また、「庁内連絡会議」は、庁内の関係17課で組織され、3つの部会「啓発部会」「医療部会」「相談部会」に分かれ、具体的な連携について協議を行っています。平成22年10月に自殺予防専用相談「いのちのきずな松本」の開設、23年度に、「協議会」「庁内連絡会議」において、「だれもが健康でいきいきと暮らすまち」を実現し、地域全体で一人でも多くの人を救うことを目指し、5つの基本施策、4つの重点施策を設け、「松本市自殺予防対策推進計画」を策定しました。

第1期計画期末が平成28年度末であったため、年度当初から第2期計画の策定作業に取り組みました。担当課で自殺の現状に対するデータの分析を行い、それを基に庁内連絡会議を開催し、各課における具体的な事業や、連携について協議を重ねました。なかでも、部会では、関係職員とともに各課の役割や連携、教育啓発について話し合うことができ、お互いに顔の見える関係が築けました。その後、協議会において第2期計画の策定作業を進めるなか、国より、自治体ごとの自殺実態分析結果（プロファイル）を立案・評価に使用すること、29年度の上期に出される自殺総合対策大綱の改定と、計画策定のガイドラインを計画に反映させるという説明を受けたため、急遽計画策定の時期を延期した上で、29年度国のモデル事業に参加し、新たに副市長をトップとする担当部長の調整会議、担当課長の庁内連絡会議幹事会、担当者の庁内連絡会議という組織を構築し、協議を重ねました。作業では、1期計画の振り返りと、本市の現状・課題を分析し、課題を明確にしつつ、5つの基本目標（施策）と3つの重点施策を設定しました。

資料1 2期計画展開図



基本施策では市内各課の事業のなか、自殺対策に関連する事業を網羅し、重点施策では、より重点的に行うべきものとして①住み慣れた地域でいきいきと過ごせる環境整備②子ども・若者、働き盛り世代への対策③連携体制の強化を掲げ、それぞれの事業に目標値を設定しました。重点施策①の課題として、核家族化や同居している人がいても自殺に至る人が多いことから、身近な人材育成と生きがいの仕組みづくり、地域で支え合うまちづくりを推進することとしました。

また、本市は未成年者の自殺死亡率、働き盛り世代の男性の自殺率が高く、子どもの自己肯定感が年齢が上がるとともに低下しています。そこで、重点施策②として、子どもを対象に困難な事態での対処法の教育、相談できる場の提供を重点的に展開します。本市には「子どもの権利に関する条例」が制定されており、「こころの鈴」という子どもの権利相談室での相談を行っており、その周知にも力を入れていきます。重点施策③では、多岐に渡る複数の問題を抱えたり、自殺未遂歴のある人もいることから、総合相談体制の強化と未遂者支援の体制整備を進めることにしました。計画書の中では、第7章の資料編に相談機関の一覧表を掲載し、巻頭に相談窓口をライフステージごとの一表にまとめ、担当者等に使用してもらうものになっております。

本市は、市長の政策方針として、いのちの大切さや人と社会の健康づくりを目指した総合的なまちづくりに全庁挙げて取組むなか、全国でも先駆的な計画策定や体制整備を行い、市内はもとより関係団体の皆さまとの連帯感が年月を経て構築されています。関係する多くの方々との顔の見える関係性を構築してこそ、より実効性のある、本棚に飾らず、担当者が手に取って活用できる計画書ができたと思います。

資料2 松本市の相談窓口

松本市の 相談窓口 (ライフステージにおけるいろいろな悩みへの対応)

[家庭・子ども・子育ての悩み]	[職業・就労の悩み]	[消費生活・経済の悩み]	[自殺関連の悩み]
<ul style="list-style-type: none"> ●ひとり親相談・児童相談・子育て相談 こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767 ●子育て相談 こどもプラザ (子ども子育て安心ルーム) ☎29-3400 健康づくり課 (子ども子育て安心ルーム) ☎34-3217 南部保健センター ☎27-3455 中央保健センター ☎39-1119 北部保健センター ☎38-7677 西部保健センター ☎92-8001 ●発達相談 あるふぁキッズ支援室 ☎24-1235 ●就学相談 教育相談室 ☎24-1235 	<ul style="list-style-type: none"> ●若者職業なんでも相談 (要予約) 労務課 ☎35-6286 ●職業・労働相談 松本勤労者福祉センター ☎35-6286 ●生活・労働相談 ユニオンサポートセンター ☎39-0021 ●ヤングキャリアメンター (要予約) なんなんホーム ☎26-1083 ●勤労者心の健康相談 (要予約) 労務課 ☎35-6286 	<ul style="list-style-type: none"> ●消費生活相談、多重債務相談 松本市消費生活センター ☎36-8832 ●生活困窮相談、住宅確保給付金 松本市生活就労支援センター まいざほ松本 ☎34-3041 ●生活保護相談 生活保護課 ☎34-3211 ●一般相談 市民相談課 ☎32-0001 ●他各種専門相談 (弁護士、司法書士、税理士、行政書士、知的財産権、住宅(設計)、障害年金は市民相談課へ問い合わせ) (要予約) 	<ul style="list-style-type: none"> ●自殺予防専用相談 いのちのまきずな松本 ☎34-3600 ●長野いのちの電話(松本) ☎29-1414 ●松本保健福祉事務所・保健所 ☎40-1938 ●いのちの電話ナビダイヤル ☎0570-783-556 ●こころの健康相談統一ダイヤル ☎0570-064-556 ●長野県精神保健福祉センター ☎026-227-1810
就学期	青年期	壮年期	高齢期
<h4 style="text-align: center;">[子ども・青少年の悩み]</h4> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもの権利相談 子どもの権利相談室 こころの鈴 ☎0120-200-195 E-mail kodomo-s@city.matsumoto.lg.jp ●青少年相談 こども育成課 ☎34-3291 E-mail ysoudan@city.matsumoto.lg.jp ●子どもの支援・相談スペース はぐルッポ ☎31-3373 ●まちかど保健室 あがたの森文化会館青少年の居場所 ☎34-3291 ●不登校にかかわる適応相談 山辺中間教室 ☎33-1845 鎌田中間教室 ☎29-1275 あかり教室 ☎92-4932 ●教育相談 学校指導課 ☎33-4397 ●松本児童相談所 (18歳未満) ☎91-3370 ●松本警察署 (ヤングテレフォン) ☎25-0873 ●子どもの総合相談窓口 長野県子ども支援センター 子ども専用ダイヤル ☎0800-800-8035 (無料) 長野県子ども支援センター 大人用ダイヤル ☎026-225-8330 ●チャイルドライン (18歳まで) ☎0120-99-7777 (無料) 	<h4 style="text-align: center;">[生き方・心・体の悩み]</h4> <ul style="list-style-type: none"> ●女性相談 こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767 ●女性のための弁護士相談 (要予約) パリア松本 ☎39-1105 ●心と生き方の相談 (カウンセラー相談) (要予約) パリア松本 ☎39-1105 ●電話相談 (女性相談員) パリア松本 ☎39-1105 ●男性電話相談 (男性相談員) パリア松本 ☎37-1587 ●こども福祉課内 家庭児童相談室 ☎33-4767 ●こころの相談(要予約)、健康相談 健康づくり課 ☎34-3217 南部保健センター ☎27-3455 中央保健センター ☎39-1119 北部保健センター ☎38-7677 西部保健センター ☎92-8001 	<h4 style="text-align: center;">[福祉・介護]</h4> <ul style="list-style-type: none"> ●介護相談 介護110番 ☎39-1165 中央地域包括支援センター ☎34-3237 (他 市内11カ所に包括支援センターあり) ●高齢福祉課 ☎34-3214 西部福祉課 ☎92-3002 ●福祉なんでも相談 松本市社会福祉協議会 ☎25-3133 ●障害福祉課 障害福祉課 ☎34-3212 松本圏域障害者相談支援センター Wish ☎26-1313 相談支援センター・中債 ☎78-6203 ひあねっと・まつもと ☎27-7211 ●成年後見の相談 成年後見支援センターかけはし ☎88-6999 中央地域包括支援センター ☎34-3237 	
<p>★長野県児童虐待・DV24時間ホットライン ☎026-219-2413 ★暮らしの悩み よりそいホットライン ☎0120-279-338 (24時間 通話料無料)</p>			

長野県松本市健康福祉部健康づくり課 佐藤 亜矢子